

とちぎロボット・半導体産業基盤強化業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するとちぎロボット・半導体産業基盤強化業務委託（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

とちぎロボット・半導体産業基盤強化業務

2 事業の趣旨・目的

ロボット・半導体産業は、デジタル技術活用の高まりや自動化ニーズの拡大により、今後大きな成長が見込まれる産業である。本県は、ロボット製造等の関連企業や、半導体製造装置等の関連企業が多数立地しており、県内企業のロボット・半導体産業への参入意欲は高い状況であるが、両産業とも高度な専門知識が必要であり、熟練技術者や導入支援人材が不足していることから、ロボット産業や半導体産業への参入障壁は高い現状となっている。

そこで本業務では、ロボット・半導体産業への新規参入等に関して知見を有する者により、県内ものづくり企業に、参入先の産業理解や技術習得、ネットワーク構築等の支援を行うことで、今後大きく成長が見込まれる両産業に新規参入する県内ものづくり企業の増加と高度人材の育成支援を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和9(2027)年2月24日(水)

4 業務内容

乙は、甲の立場に立ち、以下の項目を履行するとともに、業務内容の進捗管理など業務全体のマネジメントを主体的に遂行すること。

なお、各項目の履行の前には、必要に応じて甲との協議を行い、検討内容を適宜柔軟に見直すこと。

(1) ロボット産業基盤強化事業

県内ものづくり中小企業を対象に、国内や県内に立地するロボット産業参入企業の取組事例、参入のヒント等に資するセミナーや、関連技術力の高度化や参加企業同士のネットワーク構築等を目指した専門技術ワークショップを開催する。

ア セミナー

- (ア) 開催時期：令和8(2026)年7月頃
- (イ) 対象：県内ものづくり中小企業、関係機関
- (ウ) 回数：1回以上
- (エ) 場所：現地、オンラインの別を問わない。
- (オ) 内容：ロボット産業の最新動向と市場規模、ロボット部品の主要構成要素と技術要件、参入ポイント等

イ ワークショップ

- (ア) 開催時期：令和8(2026)年9～10月頃
- (イ) 対象：県内ものづくり中小企業、関係機関
- (ウ) 回数：1回以上
- (エ) 場所：現地開催
- (オ) 内容：

川下企業が調達に課題を抱える重要部品や素材を対象に、自社で加工可能性を検証、課題共有を図る。加えて、地域企業の技術力向上と新たな取引機会を創出し、サプライチェーンへの参画等を促進する。なお、具体的な検討テーマとしては、例えば以下のテーマを想定する。

- ・ロボットに使用される小型・複雑形状部品（減速機用ギアやロボットハンド等）の高精度加工技術への対応可能性の検証
- ・参加企業による現場課題の共有及び対応方法の検討

・検討結果の発表及び共有

ただし、これらは一例であり、乙は本事業の目的達成に資するより効果的なテーマ設定や手法について積極的に提案することができるものとし、甲は提案内容の妥当性・有効性を踏まえ採用するものとする。

(2) 半導体産業基盤強化事業

県内のものづくり中小企業を対象に、国内や県内に立地する半導体産業参入企業の取組事例、参入のヒント等に資するセミナーや、関連技術力の高度化や参加企業同士のネットワーク構築等を目指した専門技術ワークショップを開催する。

ア セミナー

(ア) 開催時期：令和8(2026)年7月頃

(イ) 対象：県内ものづくり中小企業、関係機関

(ウ) 回数：1回以上

(エ) 場所：現地、オンラインの別を問わない。

(オ) 内容：半導体産業の業界構造と市場動向の基礎理解、前工程から後工程までの工程理解、参入事例紹介、参入ポイント、等

イ ワークショップ

(ア) 開催時期：令和8(2026)年9～10月頃

(イ) 対象：県内ものづくり中小企業、関係機関

(ウ) 回数：1回以上

(エ) 場所：現地開催

(オ) 内容：

川下企業が調達に課題を抱える重要部品や素材を対象に、自社で加工可能性を検証、課題共有を図る。加えて、地域企業の技術力向上と新たな取引機会を創出し、サプライチェーンへの参画等を促進する。なお、具体的な検討テーマとしては、例えば以下のテーマを想定する。

- ・半導体製造装置に使用されるユニットや治具等の機能部品への参入可能性の検討
- ・半導体産業において求められる超高純度材の加工技術やコンタミネーション対策への対応可能性の検証
- ・参加企業による現場課題の共有及び対応方法の検討
- ・検討結果の発表及び共有

ただし、これらは一例であり、乙は本事業の目的達成に資するより効果的なテーマ設定や手法について積極的に提案することができるものとし、甲は提案内容の妥当性・有効性を踏まえ採用するものとする。

5 配布資料等の事前確認

各業務で配布される資料（研修テキスト、レジュメ等）については、必要に応じて事前に甲と協議し、内容の確認を受けること。

6 成果物の提出

乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲が別途指定する期日までに甲に提出すること。

7 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として業務完了後の精算払いとする。

8 その他

- (1) 乙は本県の条例、規則等を遵守し、真に甲の立場に立ち業務の遂行にあたること。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定の上、業務を進めるものとする。
- (3) 仕様書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。

- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、その内容及び委託先について、事前に県の承諾を得ること。
- (5) 契約締結後に生じた事由により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、乙は、甲と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を甲に提出するものとする。
- (6) 上記(5)に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、甲は、その内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結するものとする。
- (7) 委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例(平成13年条例第3号)に基づいて取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (8) 委託業務の実施によって取得した著作権は、甲に帰属する。
- (9) 乙は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類などを整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- (10) 本業務は、会計実施検査の対象であり、検査がある場合は協力すること。
- (11) 本業務は、国の地域未来交付金(地域未来推進型)を財源として実施する事業であるため、事業終了後、甲の求めに応じて、事業に要した経費に関する会計書類及び証憑書類等を提出すること。